

性的指向及び性同一性の多様性に関する国民の理解の増進に関する法律案に対する修正案要綱

第一 国民の理解の現状の明記 (第一条関係)

この法律の目的に、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解が必ずしも十分でない現状について明記すること。

第二 「性同一性」の文言の修正 (第二条第二項等関係)

「性同一性」の文言を「ジェンダーアイデンティティ」に改めること。

第三 学校の設置者が行う教育又は啓発等に係る家庭及び地域住民その他の関係者の協力

(第六条第二項及び第十条第三項関係)

学校の設置者が行う教育又は啓発等について、家庭及び地域住民その他の関係者の協力を得つつ行うものとする。

第四 国及び地方公共団体の施策の例示の削除 (第十条第一項関係)

国及び地方公共団体が講ずる施策の例示から、民間の団体等の自発的な活動の促進を削ること。

第五 施策の実施等に当たったの留意事項の追加 (新第十二条関係)

この法律に定める措置の実施等に当たっては、性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、全ての国民が安心して生活することができるよう、留意するものとする。この場合において、政府は、その運用に必要な指針を策定するものとする。